

## 熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例（平成19年条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

#### (飲料容器等)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める物は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲料品、食料品又はたばこ（以下「飲料品等」という。）の消費済みの容器で、缶、瓶、ペットボトルその他これらに準ずる構造、形状等を有するもの
- (2) 飲料品等の消費済みの包装で、紙製、金属製、プラスチック製その他これらに準ずる材質を有するもの
- (3) 食料品の残りかす
- (4) たばこの吸い殻

#### (路上禁煙区域の告示)

第4条 条例第6条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 路上禁煙区域の名称
- (2) 路上禁煙区域を指定し、解除し、又は変更する範囲
- (3) 路上禁煙区域を指定し、解除し、又は変更する期日

#### (美化重点推進区域の告示)

第5条 条例第9条第2項において準用する条例第6条第3項及び第4項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 美化重点推進区域の名称
- (2) 美化重点推進区域を指定し、解除し、又は変更する範囲
- (3) 美化重点推進区域を指定し、解除し、又は変更する期日

#### (告知及び弁明の機会の付与)

第6条 市長は、条例第11条の規定により過料の処分をしようとする場合において

は、当該過料の処分を受ける者に対し、告知・弁明書（様式第1号）により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

（過料決定書の交付）

第7条 市長は、条例第11条の規定により過料の処分をするときは、当該過料の処分を受ける者に対し、過料決定書（様式第2号）を交付するものとする。

（雑則）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第7条、第8条、様式第2号及び様式第3号の規定は、条例第11条の規定の施行の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（様式省略）